

第5章 課題解決に向けた基本方針

1 公共施設整備における基本方針

(1) 公共施設整備に向けた方向性

第4章で記載した公共施設の課題を解決する方向性として、以下の3点を定めます。

施設の統廃合については、人口動向等を見据えて検討する
経費負担を抑えるため、既存施設をなるべく長く維持する
改築等の際は、他施設との複合化・多機能化を検討する

国は、人口減少や公共施設の老朽化の課題に対応するため、全国の公共施設の更新・統廃合等を計画的に行い、財政負担の平準化や公共施設等の最適な配置を実現することを目指し、地方公共団体に本計画の策定を要請しました。

しかし、4ページ「人口動向」で記載した通り、本区の人口は、今後も緩やかな増加が続きます。このように、全国の傾向と異なり人口増加を続ける本区において、保有する施設の適正化を図るための統廃合は、人口動向や区民ニーズ等の状況を見据えて検討をしていく必要があります。

第4章で記載した通り、本区の公共施設は、今後老朽化が進行し、その更新には多額の費用が必要となります。そこで、既存施設をなるべく長く維持することで、更新時期を遅らせて、費用負担を抑えることを目指します。

また、施設をなるべく長く維持させた上で、将来的な人口減少を見据えて、他施設との複合化や多機能化を検討することとします。

これらの3つの方向性を踏まえた、本区の公共施設整備の基本方針として

【基本方針1】 予防保全型管理の推進と計画的な施設更新

【基本方針2】 中長期的視点からの施設の再編

の2つを掲げ、整備していきます。

(2) 【基本方針1】 予防保全型管理の推進と計画的な施設更新

予防保全型管理によるライフサイクルコストの縮減

予防保全型の維持管理を推進し、維持管理経費の平準化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、施設・設備を常に良好な状態で維持し、安全性確保の徹底と長寿命化を図っていきます。

これまでの施設保全は、所管ごとに短期的な計画に基づき実施しており、取組みにばらつきが見られたうえ、長期的な視点での修繕計画がないため、長期の財政負担の予測が困難な状況でした。また、施設の使用年数を設定していないため、無駄

な保全措置が行われる可能性もありました。

そこで、将来の財政負担を予測して、全庁的に計画的な保全に取り組むため、施設の個別計画にあたる「保全計画」を平成 28（2016）年 3 月に策定し、以下（ア）から（カ）を定めました。

また、東日本大震災以降、耐震化を推進することの重要性が指摘されています。本区では「台東区耐震改修促進計画」において区内建築物の耐震化を進めており、平成 28（2016）年 3 月には、平成 28（2016）～32（2020）年度までの計画を策定しています。計画では、防災上重要な公共施設について、平成 32（2020）年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とし、活用に合わせて耐震化を図ることとしています。

（ア）点検の充実

施設機能維持のためには、施設や設備の劣化を正確に把握し、適切に補修するなど、維持管理が必要となります。適切な維持管理ができない場合、施設全体の機能停止や人的被害に及ぶことも考えられ、これらを防ぐためには、維持管理における点検が不可欠となります。

点検には、法律で実施が義務付けられた「法定点検」と、施設管理者等が建築物の劣化等を目視等にて調査する「日常点検」があります。予防保全実施のためには、施設の状況を早期かつ的確に把握し、部位別の劣化度の判定を行っていく必要があります。施設の劣化状況を効率的に点検するためには、目視や触診等により実施する点検ポイントを解説した「点検マニュアル」の作成と活用が有効です。

また点検は、簡易的な点検シートによって実施します。この点検シートを保存することで、過去に遡った異常の確認や、保全の引継ぎ、修繕計画の作成に活用することができます。

（イ）保全の実施方針

建築物の保全には、各部位で扱い方を変える必要があります。部位ごとの保全手法の選択にあたっては、点検結果を活用しながら、保全の必要性や対応手法などを判断します。部位ごとの保全手法を設定することで、適正に維持管理を行い、施設の機能・性能を長期に維持させます。

躯体のうち、外部に面する部位や、建築物の性能や機能を維持する上で重要な部分を保全対象部位として選定し、更新周期を用いて計画的な修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

（P28「図表 5-1」参照）

【図表 5-1】 保全部位

	対象部位	具体例	更新周期
建築	屋根	屋上防水	15～30年
	外部仕上げ	外壁（シーリング含む）	15～40年
電気	受変電	配電盤、変圧器、コンデンサ	25～30年
	非常用電源	自家発電装置、静止形電源装置	30年
	防災	自動火災報知装置、非常放送設備	15～20年
	中央監視	監視制御装置	10～15年
	昇降機	エレベーター	25～30年
機械	空調	冷温水発生機、冷却塔、エアコン	15年
	給排水	給水管、配水管、ポンプ類	15～30年
	消火	屋内消火栓、ポンプ、スプリンクラー	15～30年

<資料>台東区「保全計画」より作成

（ウ）長寿命化設計指針の基本事項

「保全計画」において、公共施設の長寿命化を円滑に推進することを目的とした「長寿命化設計指針」を定めました。

この指針は、公共施設の新築、改築、増築または改修の設計に要する基本的な基準を定め、公共施設の長寿命化を円滑に推進することを目的としています。

指針の基本事項として、建設費の多寡に注意を払うだけでなく、ライフサイクルコストの縮減にも視点を置いて設計を行うこととしています。

また、目標使用年数に合わせて耐久性の高い部材を使用し、かつ改修や将来の用途変更の可能性も考慮して設計を行うこととしています。

（エ）長寿命化設計指針で規定する長寿命化対策

省エネルギー・省資源化等

建築物のライフサイクルコストは、エネルギーコストが大きな比重を占めており、その削減及び環境負荷の低減を図るため、再生可能エネルギーの活用等、省エネルギー・省資源化について留意します。

高耐久性

躯体の耐久性を高めるとともに、各部材についても目標使用年数や残存期間に応じた材料、工法を考慮し、躯体、仕上げ、設備の各々における高耐久性について留意します。

フレキシビリティ（柔軟性・可変性の確保）

公共施設の長寿命化には、将来の利用者のニーズ等の変化に対応した用途変更などが必要になります。将来の機能向上や用途変更に対応するため、躯体と内装を分けて計画するスケルトン・インフィル方式の採用の検討と同時に、機械室の配置等におけるフレキシビリティに留意します。

更新性

建築物は耐用年数が異なる多数の部材で構成されており、部材の劣化速度が異なることから、改修工事の際に、耐用年数に達しない部材の撤去など道連れ工事が生じる場合があります。そこで、構造躯体と設備を分離させる等の部材・機器ごとの更新が容易にできるよう更新性について留意します。

メンテナビリティ（容易な維持管理）

公共施設を長寿命化するには、日常的な清掃や点検・劣化診断を行い、的確な修繕や自然災害に備えた設備の設置が重要です。これらの維持管理を円滑に実施するための工夫など、メンテナビリティについて留意します。

（オ）長寿命化施設の設定

計画的な保全を実施するには、建物の劣化や老朽化を踏まえ、これらの耐用年数を総合的に評価した「目標使用年数」を設定することが必要となります。そこで、鉄筋コンクリート造建築物の目標使用年数を 80 年に設定し、従来の耐用年数（60 年）よりも、20 年の長寿命化を図ることとします。

しかし、長期的視点から将来の施設運用を考えた場合、他の用途に変更することを想定して躯体を残し、スケルトン・インフィルにより、様々な用途の施設に転用して活用するには、一定の規模が必要となります。

そこで、「保全計画」では、全ての公共施設を長寿命化施設（従来の耐用年数 60 年よりも 20 年間長い 80 年使用することを目標とする施設）に設定するのではなく、延べ床面積 1,000 m²以上の施設 76 棟を長寿命化施設に選定しました。

（P30「図表 5-2」参照）

【図表 5-2 長寿命化施設一覧】

No	主たる施設名	No	主たる施設名
1	台東区民会館	39	待乳保育園
2	寿区民館 (注1)	40	松が谷保育園
3	東上野区民館 (注2)	41	寿児童館
4	上野区民館 (注3)	42	石浜橋場こども園(石浜幼稚園)
5	浅草橋区民館 (注4)	43	石浜橋場こども園(橋場保育園)
6	谷中区民館 (注5)	44	ことぶきこども園
7	金杉区民館下谷分館	45	三筋老人福祉館 (注8)
8	台東一丁目区民館 (注6)	46	老人福祉センター (注9)
9	上野小学校	47	特別養護老人ホーム浅草
10	平成小学校	48	特別養護老人ホーム谷中
11	根岸小学校	49	特別養護老人ホーム三ノ輪
12	東線小学校	50	特別養護老人ホーム蔵前
13	忍岡小学校	51	シルバー人材センター (注10)
14	谷中小学校	52	ケアハウス松が谷
15	金曾木小学校	53	松が谷福祉会館
16	黒門小学校	54	つばさ福祉工房
17	大正小学校	55	生涯学習センター
18	浅草小学校	56	根岸図書館
19	台東育英小学校	57	下町風俗資料館
20	蔵前小学校	58	浅草公会堂
21	東浅草小学校	59	台東リバーサイドスポーツセンター体育館
22	富士小学校	60	台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場
23	松葉小学校	61	柳北スポーツプラザ
24	千束小学校	62	たなかスポーツプラザ (注11)
25	石浜小学校	63	少年自然の家 霧が峰学園
26	田原小学校	64	台東保健所
27	金竜小学校	65	浅草保健相談センター
28	御徒町台東中学校	66	千束健康増進センター (注12)
29	柏葉中学校 (注7)	67	産業研修センター
30	上野中学校	68	中小企業振興センター
31	忍岡中学校	69	浅草文化観光センター
32	浅草中学校	70	環境ふれあい館ひまわり
33	桜橋中学校	71	台東清掃事務所
34	駒形中学校	72	本庁舎
35	坂本保育園	73	防災用根岸職員住宅
36	玉姫保育園	74	社会福祉協議会・芸術文化財団
37	千束保育園	75	台東病院
38	台東保育園	76	旧竜泉中学校

(注1)～(注12) 保全計画の36ページ「長寿命化施設一覧」では以下の通り表記

- (1) 南部区民事務所 (2) 東上野地区センター (3) 上野地区センター (4) 浅草橋地区センター
 (5) 谷中防災コミュニティセンター (6) 台東複合施設 (7) 柏葉中学校 (西部区民事務所)
 (8) 三筋保育園 (9) 東上野保育園 (10) 小島社会教育館 (11) たなか多目的センター
 (12) 千束保健相談センター

<資料> 台東区「保全計画」より作成

(カ) 長寿命化による更新費用(台東区「保全計画」より引用)

長寿命化施設(76施設)の目標使用年数を、(オ)で記載の通り80年とした場合の、更新費用にかかるトータルコストの縮減について、「保全計画」において試算をしています。

「保全計画」の対象103棟のうち、76棟の長寿命化施設について長寿命化を図った場合、今後30年間ににおける更新費用(大規模改修、改築費用)は約852億円となり、使用年数60年とした場合の更新費用約965億円(3)に比べて、約113億円(約12%)の削減が見込まれます。

長寿命化を図らなかった場合の全体コスト	: 約 965 億円
長寿命化を図った場合の全体コスト	: 約 852 億円

計画的な施設更新による財政負担の平準化

計画的に施設の更新を進めるため、これまで記載した通り、施設の長寿命化を図りながら、全体的に工事時期を調整することで、利用者への影響を最小限に抑えるとともに、財政負担を平準化していきます。

既存施設等の有効活用

大規模改修・改築工事にあたって必要となる仮設施設・用地については、学校跡地や低未利用となっている既存施設・用地等を有効活用することで確保に努め、費用の縮減を図っていきます。

環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの推進

大規模改修・改築工事に合わせて、省エネルギー機器等の活用を積極的に推進し、環境負荷の低減を図っていきます。また、ユニバーサルデザインの視点を重視し、高齢者・障害者等を含む全ての利用者が安全に、安心して、快適に利用できる環境を整備します。

3 「施設白書」で示した更新費用約1,060億円(21ページ記載)から、「保全計画」で試算の対象外とした5施設分の費用を除いた額

施設保全計画の策定

平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「保全計画」において、長期保全計画・中期保全計画・実施計画の 3 種類の計画を位置付けました。

長期保全計画

- ・平成 27 (2015) 年度から平成 56 (2044) 年度の 30 年間における維持・保身に係る経費の見通しを把握するもので、対象施設に対する大規模改修・改築の概算費用を算定
- ・30 年間の保全費用の概算を算出することが目的

中期保全計画

- ・長期保全計画を 10 年ごとに分けた計画で、1 期目では長期保全計画に比べて、より具体的に保全費用の平準化と工事の実現性を確認
- ・大規模改修等のおおよその実施時期を定める
- ・コスト削減、概算費用の平準化を図ることが目的
(施設保全工事の前倒しや先送りなどの調整を実施)

実施計画

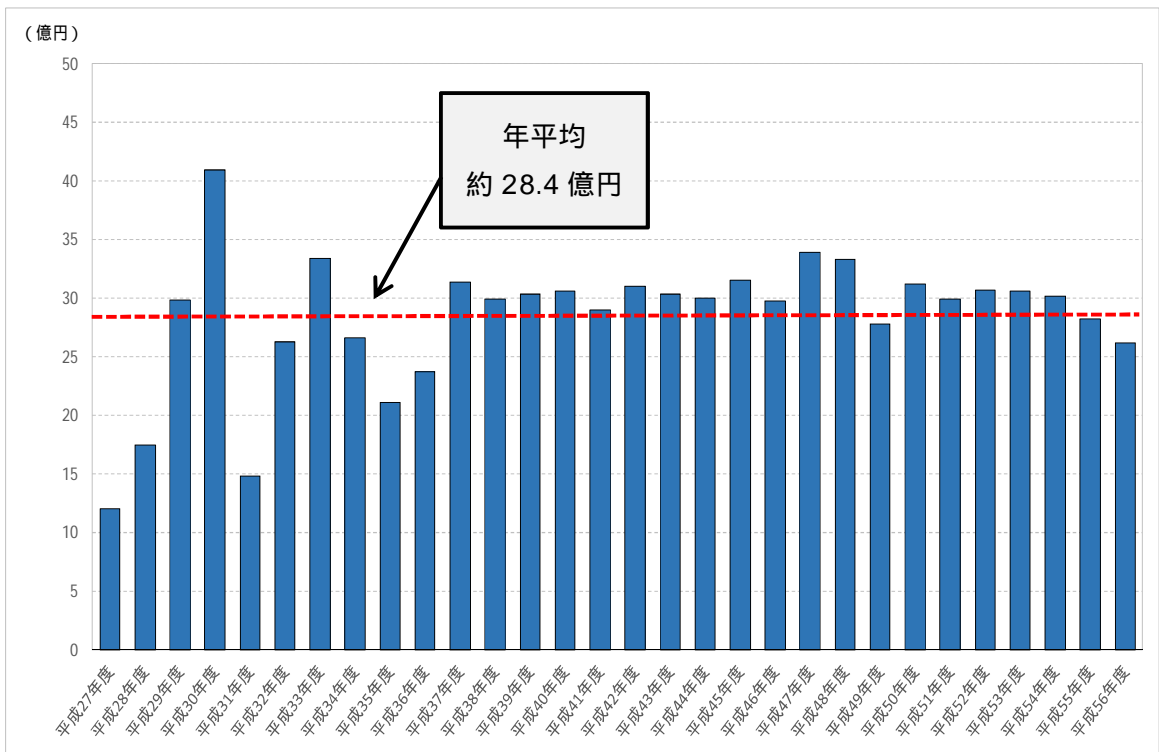
- ・中期保全計画 1 期目の中で、当初 5 年間で「第 1 期保全実施計画」と位置付け
- ・中期保全計画で策定した保全整備の方向性をより具体化するための計画で、コスト削減、財政負担の平準化などを目的として、年度ごとに必要な工事を抽出
- ・平準化に際しては、対象施設の部位ごとの劣化状況に応じて、工事の前倒しや先送りなどの調整を行う
- ・第 2 期以降の保全実施計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や施設の現状を踏まえて、定期的に保全計画の進捗状況を検証し、5 年ごとに保全計画の内容を見直す

【図表 5-3】 保全計画期間

長期保全計画 平成 27 ~ 平成 56 年度 (30 年間)					
中期保全計画 1 期目		中期保全計画 2 期目		中期保全計画 3 期目	
平成 27 年度 ~ 平成 36 年度 (10 年間)		平成 37 年度 ~ 平成 46 年度 (10 年間)		平成 47 年度 ~ 平成 56 年度 (10 年間)	
第 1 期実施計画	第 2 期実施計画	第 3 期実施計画	第 4 期実施計画	第 5 期実施計画	第 6 期実施計画
平成 27 年度 ~ 平成 31 年度 (5 年間)	平成 32 年度 ~ 平成 36 年度 (5 年間)	平成 37 年度 ~ 平成 41 年度 (5 年間)	平成 42 年度 ~ 平成 46 年度 (5 年間)	平成 47 年度 ~ 平成 51 年度 (5 年間)	平成 52 年度 ~ 平成 56 年度 (5 年間)


< 資料 > 台東区「保全計画」より作成

【図表 5-4】 保全整備費の総額（平準化後）



<資料> 台東区「保全計画」より作成

【図表 5-5】 中期保全計画：1 期目（平成 27 年度～平成 36 年度）

 は実施計画 1 期目の改修・改築施設

工事区分	主たる施設名	主たる施設名
改築	1 蔵前小学校	3 たいとう第三福祉作業所
	2 谷中保育園	4 台東清掃事務所北上野分室
大規模改修	1 金杉区民館下谷分館	17 待乳保育園
	2 平成小学校	18 松が谷保育園
	3 根岸小学校	19 池之端児童館
	4 東泉小学校	20 今戸児童館
	5 金曽木小学校	21 石浜橋場こども園（橋場保育園）
	6 黒門小学校	22 石浜橋場こども園（石浜幼稚園）
	7 浅草小学校	23 入谷老人福祉館
	8 東浅草小学校	24 特別養護老人ホーム谷中
	9 富士小学校	25 松が谷福祉会館
	10 田原小学校	26 下町風俗資料館
	11 上野中学校	27 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場 1
	12 忍岡中学校	28 根岸図書館
	13 駒形中学校	29 検査センター
	14 坂本保育園	30 中小企業振興センター
	15 玉姫保育園	31 入谷区民館 1 (注 2)
	16 三筋老人福祉館 (注 1)	32 浅草橋区民館 (注 3)

- 1 「更新周期の設定」の考え方により、工事区分は大規模改修となるが、整備の方法については現在検討中

(注 1)～(注 3) 保全計画の 58 ページ「中期保全計画：1 期目」では以下の通り表記

(1) 三筋保育園 (2) 入谷地区センター (3) 浅草橋地区センター

<資料> 台東区「保全計画」より作成

【図表 5-6】 実施計画：1 期目（平成 27 年度～平成 31 年度）

主たる施設名	工事区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1 忍岡中学校	大規模改修	工事				
2 特別養護老人ホーム谷中	大規模改修	(設計)	工事			
3 黒門小学校	大規模改修	(設計)	工事	工事	工事	
4 上野中学校	大規模改修	(設計)	工事	工事		
5 蔵前小学校	改 築	(設計)	(設計)	工事	工事	
6 平成小学校	大規模改修		(設計)	工事	工事	工事
7 玉姫保育園	大規模改修		(設計)	工事		
8 池之端児童館	大規模改修		(設計)	工事		
9 松が谷保育園	大規模改修			(設計)	工事	
10 根岸図書館	大規模改修			(設計)	工事	
11 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場	大規模改修 _(1)			(設計)	工事	
12 根岸小学校	大規模改修				(設計)	工事 _(2)
13 東浅草小学校	大規模改修				(設計)	工事 _(2)
14 坂本保育園	大規模改修				(設計)	工事
15 入谷区民館 (注)	大規模改修 _(1)				(設計)	工事

- 1 「更新周期の設定」の考え方により、工事区分は大規模改修となるが、整備の方法については現在検討中
- 2 平成 31 (2019) 年度から平成 33 (2021) 年度の 3 年間の工事

(注) 保全計画の 59 ページ「実施計画：1 期目」では、入谷地区センターと表記

<資料> 台東区「保全計画」より作成

(3)【基本方針2】 中長期的視点からの施設の再編

施設の再編

人口構成や区民ニーズの変化などに的確に対応するため、既存施設の改築工事にあたっては、「施設」と「機能」を切り離して考え、必要な機能は維持しながら、他施設の統合や新たな機能の付加による複合化・多機能化(4)を推進し、施設の再編を進めていきます。

また、大規模改修・改築工事に合わせて、施設におけるサービス内容や水準を検証し、サービス提供のために必要な延床面積を精査することで、建物規模の適正化及び公共施設全体の延床面積の縮減を図っていきます。

民間資源の積極的活用

新規施設の整備時はもとより、既存施設の大規模改修時においても、民間施設の借上げへの切替えを検討するなど、民間資源の積極的な活用を図っていきます。

また、整備だけでなく運営についても、民間事業者の誘致や活用について検討を進めていきます。

貸付等の推進

施設の統合等により生じた供用予定のない財産については、長期貸付等により、有効活用を図るとともに、将来にわたって利用計画がない場合には売却を行い、施設総量の縮減に努めていきます。

集会施設等の機能向上

同種・類似機能を有する施設が複数存在する集会施設等については、利用率の向上に努めるとともに、区民ニーズの変化に対応した効率的・効果的な施設の活用方法やそのあり方について検討を進め、機能の向上を図っていきます。

現在、集会室・会議室の利用対象者を団体利用のみとしている区民館・社会教育館・社会教育センター・老人福祉館・老人福祉センター・環境ふれあい館ひまわりにおいて、空いている集会室等をより有効に活用し、利用率の向上を図る観点から、個人又は少人数でも利用できるよう要件緩和を行います。

人口減少も見据えた施設のあり方の検討

本区の将来人口は、4ページ「人口動向」で記載した通り、平成57(2045)年まで増加を続ける見込みであるものの、増加率は逡減していくことから、将来的な人口減少を見据えた施設のあり方についても、検討を進めていきます。

4 複合化 ...複数の異なる機能の施設を、1つの建物にまとめること

多機能化...複数の機能の施設を、1つの建物の中の様々な機能に使える1つの施設にまとめること

(4) 施設類型ごとの方針

「施設白書」で定めた施設類型ごとに方針を記載します。

なお、公共施設に関する方針のため、民間の借上げ施設については対象外とします。

集会施設

集会施設には、地域住民の文化・福祉向上への寄与を目的とした区民館をはじめ、会議室を備えている老人福祉館なども含めると、35の施設があり、区民が利用する機会が最も多い施設です。

現在は、町会などの区内団体や区外団体が利用していますが、各施設利用率が低い時間帯もあります。そこで、空いている集会室等をより有効に活用し、利用率の向上を図る観点から、利用者を団体のみに限定している、区民館・社会教育館・社会教育センター・環境ふれあい館ひまわり・老人福祉館・老人福祉センターについて、個人又は少人数でも利用できるよう施設利用対象者を拡大します。

学校教育施設

学校教育施設には、小学校19校、中学校7校、幼稚園10園に加え、子供や保護者を対象とした教育相談等を実施している教育支援館があります。

学校教育施設は、地域における身近な公共施設であるため、将来的に児童・生徒が減少した際、余裕教室等の空きスペースを活用して他施設との複合化を図り、地域の中核施設として再編することを視野に入れて改修等を進めていきます。

そのため、改修等の設計段階において、スケルトン・インフィルなど、施設の統合や他用途への変更に柔軟に対応できる建築方式を採用していきます。また、改修等は、児童・生徒数の増減予測や過去の修繕履歴などを総合的に判断し、効率的に行っていきます。

子育て支援施設

子育て支援施設には、保育園11園、認定こども園3園、児童館8館、こどもクラブ22ヶ所、子ども家庭支援センター3ヶ所に加え、母子生活支援施設さくら荘があります。

保育園等は、近年申請数が定員数を上回り、待機児童数の増加が続いています。これまでも、「台東区次世代育成支援計画」において定める教育・保育施設の整備に加え、保育緊急確保策を実施してきました。今後も民間の活力を活用しながら整備していきます。

こどもクラブは、放課後子ども総合プラン、学校施設の活用状況、児童館など既存事業の実施状況、区民ニーズなどを踏まえ、総合的に検討し、整備していきます。

また、2ヶ所の認定こども園・1ヶ所の子ども家庭支援センター、さくら荘、児童館が、指定管理者施設となっています。今後とも安定的で良質なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせると判断できる施設については、民

間活力を適切に活用していきます。

高齢者の施設

高齢者の施設には、特別養護老人ホーム6ヶ所、高齢者在宅サービスセンター9ヶ所、区立施設に併設する地域包括支援センターが6ヶ所、老人福祉センター・老人福祉館が4ヶ所、ケアハウス松が谷、老人保健施設千束、シルバー人材センターに加え、4ヶ所の高齢者住宅（シルバーピア）があります。

高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上人口の見通しは、平成28（2016）年3月発行の「台東区人口ビジョン」において、「平成37（2025）年まで一旦減少するものの、その後増加を続ける」と推計されています。

また、介護保険制度の創設から期間も経過し、民間事業者も育ってきている状況を踏まえ、区内における居宅サービスの提供状況、利用者のニーズや制度改正等を勘案し、必要なサービスの種類及び量の検討が必要です。

特別養護老人ホームについては、民間も含めた必要床数764床以上の確保を維持していきます。また、今後の国の動向や居宅サービスの提供状況等を注視しながら、整備について検討していきます。

老人福祉館、老人福祉センターには集会室があり、の集会施設において記載した通り、設置目的に影響のない範囲内において施設利用対象者の拡大を検討し、利用率の向上を図ります。

特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、老人福祉館・老人福祉センター・ケアハウス松が谷・老人保健施設千束については、指定管理者が管理運営を行っています。今後とも安定的で良質なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、民間活力を適切に活用していきます。

障害者の施設

障害者の施設には、松が谷福祉会館、身体障害者生活ホームフロム千束に加えて、グループホーム・通所施設等が12ヶ所あります。そのうち、身体障害者生活ホームフロム千束のみ、指定管理者が管理運営を行っています。

障害者が増加している近年の傾向から、障害者の居住環境の整備や日中活動の場の整備が必要となっており、「第4期台東区障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」においても、各施設の整備を計画しています。障害者の居住施設であるグループホームや日中活動の場である生活介護施設や就労継続支援B型事業所の整備については、民間活力を適切に活用しながら施設整備を推進していきます。

生涯学習施設・図書館等

生涯学習施設には、生涯学習センター、社会教育センター、社会教育館が4ヶ所

あります。また、5館の図書館(分室含む)に加え、公共施設の一部を活用した「まちかど図書館」を3館設置しています。

社会教育センター、社会教育館には集会室があり、の集会施設において記載した通り、個人又は少人数でも利用できるよう施設利用対象者を拡大し、利用率の向上を図ります。

社会教育センター、社会教育館の管理運営は指定管理者が行っており、今後とも安定的で良質なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、民間活力を適切に活用していきます。

図書館は、平成28(2016)年9月に策定した「台東区立図書館の基本的な考え方」において、「区民の役に立つ図書館」、「生涯学習を支える図書館」を目指すこととしています。図書館の運営体制には、完全直営や、一部業務委託、指定管理者制度などがあり、それぞれに長所と短所があります。今後の運営については、区民、関係機関・団体や学識経験者などの意見を参考にするとともに、先行事例も注視しながら、区の実情に即したものとなるよう検討していきます。

文化施設・公会堂

文化施設・公会堂には、下町風俗資料館、一葉記念館、書道博物館など、区民文化の発展・向上に寄与することを目的とした施設のほか、舞台芸術活動を支援する施設のたなか舞台芸術スタジオや、大規模ホール・集会室等を備えた浅草公会堂があります。

本区には、このように多くの文化施設が集積しており、引き続き区民が身近に文化的活動に触れられる環境を備えていく必要があります。そこで、各施設の更新には、その目的・必要性等を総合的に判断する必要があります。

また、下町風俗資料館をはじめとした文化施設と浅草公会堂は、指定管理者による管理運営を行っています。今後とも安定的で良質なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、引き続き民間活力を適切に活用していきます。

体育施設・校外施設

体育施設には、リバーサイドスポーツセンター、柳北スポーツプラザ、清島温水プール、たなかスポーツプラザがあります。また、校外施設には、少年自然の家「霧ヶ峰学園」があります。

体育施設は区民からの要望が多く、現在も近隣河川敷グラウンドの借上げや、都立高等学校の温水プールの借上げなどを行っています。今後も、区民の要望や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた需要の高まりを踏まえ、体育施設確保に向けた検討を進めます。

また、リバーサイドスポーツセンター、清島温水プール、霧ヶ峰学園は現在、指定管理者施設となっています。今後とも安定的で良質なサービスを提供するという

観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、引続き民間活力を適切に活用していきます。

保健所等

区内には、地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図ることを目的に設置した台東保健所のほか、衛生上の試験・検査を行う検査センター、地域保健法の保健センターにあたる浅草保健相談センターを設置しています。また、区民の自主的な健康づくりを支援するため、トレーニング室等を備えた健康増進センターを2ヶ所設置しています。

保健所施設は、法律で設置が規定されており、区民の健康保持・増進のために、今後も適正に維持していくことが必要です。

なお、平成28(2016)年6月の母子保健法改正により、母子健康包括支援センターの設置が区市町村の努力義務に規定されたことを受けて、この機能を追加したうえで、浅草保健相談センターを移転する予定です。その際は、バリアフリー等ユニバーサルデザインへ配慮した施設の検討を進めていきます。また、高齢化が進行しており、介護予防を含め区民が自主的に健康づくりを行う必要性は高まっています。健康づくりを支援する健康増進センターの施設更新について、今後も必要性等を総合的に判断し、検討していきます。

産業・観光振興施設

産業振興施設には、区内中小企業の振興や、ものづくり事業者の育成等を目的とした産業研修センター、伝統工芸産業の振興・育成を目的とした江戸下町伝統工芸館や、ファッション関連ビジネス分野での起業を目指すデザイナーを支援する台東デザイナーズビレッジに加え、中小企業の経営サポート事業と勤労者福祉事業を通して、中小企業を支援する中小企業振興センターがあります。また、観光振興施設には、浅草文化観光センターがあります。

本区は、小規模な手工業や製造業、それらの生産や流通を担う問屋・卸売業、伝統工芸産業など多様な産業が集積しており、産業の活性化は区全体の活性化にも繋がります。また、本区には年間4,500万人以上の観光客が訪れることから、浅草文化観光センターは非常に大きな役割を果たしています。よって、産業・観光振興施設の更新については、このような役割を含めた総合的な判断が必要となります。

なお、江戸下町伝統工芸館は、更なる伝統工芸産業の活性化等を図るため、平成30年度のリニューアルを予定しています。

現在は、産業研修センターのみ指定管理者による管理運営を行っておりますが、今後についても安定的で良質なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、民間活力を適切に活用していきます。

環境・清掃関連施設

環境・清掃関連施設には、ごみの収集・運搬作業に従事する職員の事務所である台東清掃事務所、台東清掃事務所北上野分室や、環境保全と資源の有効利用の重要性を区民に啓発することを目的に設置した環境ふれあい館ひまわりがあります。

これらの施設は、平成 12(2000)年度に清掃事業が東京都から特別区に事業移管された際に、区の公共施設として引渡されました。その際、引渡しから 18~20 年間は清掃関連施設として使用するという用途指定がされましたが、平成 30(2018)年度から、順次用途指定期間が終了するため、その後の活用について検討を行う必要があります。

なお、環境ふれあい館ひまわりには集会室があり、の集会施設において記載した通り、個人又は少人数でも利用できるよう施設利用対象者を拡大し、利用率の向上を図ります。

庁舎等

庁舎には、主となる本庁舎のほか、地域に 5ヶ所の区民事務所(分室含む)と 6ヶ所の地区センター、社会福祉協議会・芸術文化財団、公園管理事務所、土木事務所などがあります。

また、職員の福利厚生増進と、地震など非常事態が発生した場合に必要な災害対策要員を確保するため、5ヶ所の職員住宅があります。さらに、区設置の社会福祉施設における災害対策及び緊急事態に対応するための、社会福祉事業団職員用の待機宿舎が 1ヶ所あります。

本庁舎については、東上野四・五丁目地区まちづくり検討委員会が、平成 28(2016)年 3月に策定した「東上野四・五丁目地区まちづくりガイドライン」において、本庁舎等を含む地域一帯で、計画的にまちづくりを推進していく指針が示されています。

区民事務所(分室含む)と地区センターについては、平成 16(2004)年度に旧出張所を統廃合し現在の形になっています。各施設に併設されている区民館には集会室等があり、主に各地区の町会等の団体が活動する拠点として利用されています。

区民館の集会室等については、集会施設において記載した通り、個人又は少人数でも利用できるよう施設利用対象者を拡大し、利用率の向上を図ります。

また、区民事務所や地区センターを大規模改修・改築する際は、近隣の施設と合築することで、複合化・多機能化を図ることができるかの検討を行います。

その他の区有施設

その他の区有施設として、区立病院である台東病院や、区民が歯と口腔の健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発事業を実施する三ノ輪口腔ケアセンターや学校跡地があります。

台東病院については、指定管理者制度を導入しています。今後とも安定的で良質

なサービスを提供するという観点から、本制度のメリットを活かせる判断できる施設については、民間活力を適切に活用していきます。

学校跡地については、平成23(2011)年9月に「大規模用地の活用構想」を策定しており、その構想に基づき適切に活用していきます。特に、旧竜泉中学校は、学校跡地の中でも規模が大きく、教室や体育館等必要な機能も備えており、公共施設の仮施設として適しています。そこで旧竜泉中学校は、原則として老朽化施設の大規模改修時の仮施設として、他の施設の大規模改修・改築工事時に活用します。

2 インフラ施設整備における基本方針

(1) インフラ施設整備に向けた方向性

第4章で記載したインフラ施設の課題を解決する方向性として、以下の2点を定めます。

**区民生活・経済活動を支える基盤であり、常に安全に利用できる状態にする
緩やかに人口が増加する区の状況や行政ニーズへの的確な対応が必要**

インフラ施設は、区民生活や経済活動を支える基盤であり、常に安全に利用できる状態であることが求められます。これまでも限られた財源を有効に活用し、計画的に施設の更新を進めることで、区民の安全・安心な環境を保ちながら、施設の長寿命化を図ってきました。

道路は、上下水道、電信、ガスなど都市生活に不可欠な多くの設備が埋設されており、災害発生時には、避難経路や一時集合場所になるなど重要な役割を果たすこととなります。こうしたことから、厳しい財政状況にあっても、必要な量を維持していくことが求められます。

また、ヒートアイランド化、ゲリラ豪雨の多発など地球環境の変化や、増加する来街者への対応に加え、災害発生時にも十分な役割を果たせる堅牢な構造とする必要があります。

4ページの「人口動向」で記載した通り、本区の人口は、当面の間、緩やかに増加を続け、少子高齢化も緩やかに進行していきます。そこで、整備にあたっては、こうした行政ニーズや人口構成の変化などに的確に対応していくことも重要な視点となります。

これらの2つの方向性を踏まえた、本区のインフラ施設整備の基本方針として

- 1 予防保全型管理の推進と計画的な施設更新
- 2 行政ニーズや人口構成の変化に応じた機能への対応

の2つを掲げ、整備していきます。

(2)【基本方針1】 予防保全型管理の推進と計画的な施設更新

予防保全型管理によるライフサイクルコストの縮減

予防保全型の維持管理を推進し、維持管理経費の平準化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、施設を常に良好な状態で維持し、安全性確保の徹底と長寿命化を図っていきます。

計画的な施設更新による財政負担の平準化

計画的に更新を進めるため、各インフラ施設の耐用年数に応じて適切な改修を行い、長寿命化を図りながら全体的に工事時期を調整することで、利用者への影響を最小限に抑えるとともに、財政負担を平準化していきます。

施設保全計画の策定

上記、に掲げる取組みを着実に進めていくため、個別施設の保全計画を策定していきます。

(3)【基本方針2】 行政ニーズや人口構成の変化に応じた機能への対応

ユニバーサルデザインの推進、環境負荷の低減

ユニバーサルデザインの視点を重視し、高齢者・障害者などを含む全ての利用者が安全に、快適に利用できるよう、歩道のバリアフリー化や「だれでもトイレ」の整備などを進めていきます。

防災機能の強化

道路や公園等の防災機能を強化し、災害発生時に避難路や物資輸送路、避難所としての役割を果たせるよう、必要な整備を進めていきます。

ヒートアイランド化やゲリラ豪雨などの対策の推進

道路での特殊舗装（遮熱性・保水性・透水性等）の採用や、街路樹・公園樹木の拡充による緑化を推進し、自然災害や環境の変化に強い基盤整備を進めていきます。

(4) 施設類型ごとの方針

「施設白書（道路・公園編）」で定めた施設類型ごとに方針を記載します。

道 路

本区の管理する道路（1,196路線、総延長約228km）については、職員による日常の巡回調査のほか、定期的な点検や路面性状調査、空洞の有無調査等の実施により、状況の把握等を行い、適切に維持又は修繕していきます。老朽化等に

より、一定程度まとまった区間において対応が必要な場合は、改築工事を計画的に実施することにより道路の機能を更新していきます。

本区の管理する橋梁については、職員による日常の巡回調査を実施しています。また、一部、国道や鉄道敷上に架かる上野駅前歩行者専用道においては、継続的な管理業務（巡回警備、付属施設点検、清掃）を通じて、状況の把握等に努め、適切な維持又は修繕を行っていきます。また、法律に基づいた定期点検を実施することにより、施設の異常、損傷又は劣化等の状況を把握・診断したうえで、予防保全の観点で補修工事等の適切な措置を講じていきます。

平成 29（2017）年度に「（仮称）台東区橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、策定後は計画に基づき、橋梁の適切な維持管理を行っていきます。横断歩道橋については、利用状況や周辺の道路交通環境、地域の意向など、多様な視点から当該施設の必要性を総合的に判断したうえで、可能なものについては撤去していくこととします。

なお、防護柵・道路標識・街路灯・植樹帯等の道路附属物についても、上記の道路と同様の方法により、適切な維持管理を行っていきます。

河川

本区の管理する河川のうち、堤防（神田川左岸 500 メートル区間）については、職員による日常の巡回調査を通じて維持管理していきます。堤防の異常を確認した場合は、財産管理者である東京都に報告したうえで、連携して必要な修繕等を行っていきます。

樋管（神田川左岸）については、定期的な点検・清掃等業務により、状況把握や機能維持を行い、適切に維持又は修繕していきます。

防災船着場（隅田川右岸）については、職員による巡回調査のほか、同施設の使用許可を受けた旅客定期航路事業者（水上バス運航）からの情報等により、異常の有無を把握していきます。また、定期的な点検業務により、状況の把握や機能維持を行い、適切に維持又は修繕していきます。

公園・児童遊園

区内には公園が 50 ヶ所、児童遊園等が 26 ヶ所あり、そのうち 39 ヶ所の公遊園内に公園トイレが設置されています。また、隅田公園には地下施設（地下ギャラリー）と公園橋である桜橋があります。

日常的な維持管理については、巡回による点検を行うとともに、清掃・修繕・保守・剪定等を実施しています。

また、公園施設については、平成 24（2012）年度に策定した「台東区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の老朽度や利用状況等に応じて、大規模改修や更新の検討及び修繕を行っていきます。

自動車駐車場

周辺の路上駐車対策及び地域の活性化を図る目的で、自走式の雷門地下駐車場、機械式の上野中央通り地下駐車場及び上野駅前自動二輪車駐車場があり、地下駐車場は、年間で10万台を超える利用があります。

利用者が安全かつ快適に年中無休で利用できるよう、計画的に維持補修等を進めていきます。

公衆トイレ

公衆トイレの維持管理は、職員による定期巡回、及び毎日の清掃業務委託の中で修繕工事に対応していきます。

公衆トイレは、区民だけではなく、来街者が利用する公共施設であり、平成16（2004）年度のモデル事業をはじめとし、さわやかトイレ整備方針に基づき「おもてなし」の施設となるよう整備を進めてきました。

平成34（2022）年度に26ヶ所の整備が終了する予定となっておりますが、洋式化など、社会ニーズの変化による必要な対応を行っていきます。

管理通路・公共溝渠

管理通路は、道路と同様に、一般通行の交通機能やライフラインの収容機能を有しているため、道路に準じた維持補修等の管理を行っていきます。

また、公共溝渠のうち、水路としての機能を失い通路化しているものについては、管理通路として取扱うなど、管理の適正化を進めていきます。

3 総合管理計画のフォローアップ体制

(1) 庁内体制

公共施設等の保全業務をより効果的に行うために、施設保全担当部門が保全推進事業として修繕計画の策定から、予算の確保、工事の発注までを一元的に行う体制への移行を検討します。

なお、本区が所有する公共施設等を、区民が安全で快適に、長期にわたり利用できるようにするため、公共施設等の維持、保全及び適正化について検討する「公共施設等の維持・保全・適正化検討プロジェクトチーム」を、平成 25(2013)年度から設置しています。

本計画のフォローアップについては、このプロジェクトチームを活用することとします。